

企画総務委員会

平成24年9月25日

墨田区災害対策本部条例の一部を改正する条例（案）概要

1 改正理由

災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）の一部改正により、都道府県及び区市町村の災害対策本部の役割が見直されたことに伴い、本条例について、所要の改正を行う必要がある。

2 改正内容

法第23条の2「市町村災害対策本部」の条項新設に伴い、本条例の引用条文について、法「第23条第7項」を「第23条の2第8項」に改める（第1条関係）。

3 施行期日

公布の日